

1 令和2年感染症発生動向調査概況

(1) 感染症発生動向調査事業概要

本事業では、平成11年4月1日から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症に関する情報を迅速に収集、解析、提供及び公表することにより、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的としています。

令和2年12月末現在、届出対象となる感染症は一類感染症 7疾患、二類感染症 7疾患、三類感染症 5疾患、四類感染症 44疾患、五類感染症 48疾患(全数 24疾患、定点把握 24疾患)、新型インフルエンザ等感染症 2疾患、感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症が1疾患の計114疾患です。

情報収集は患者を診断した医師からの届出によるものであり、一類から五類の全数把握感染症については市内の全医療機関、五類の定点把握感染症及び疑似症については延べ148箇所の指定届出機関(インフルエンザ定点 69, 小児科定点 43, 眼科定点 10, STD定点 13, 基幹定点 1及び疑似症定点 13からなる)の協力を得ています(令和2年12月末現在)。

市内医療機関から届出された感染症情報を医療衛生企画課を経由して入手・収集し、国へ伝達するとともに京都市感染症週報及び月報、緊急情報等によって、感染症情報の解析結果を医療衛生企画課、指定届出機関(定点の医療機関)、京都府医師会及び教育委員会等にインターネットやFAXで提供・還元しています。

また、電子メール配信サービスを通じても感染症情報を提供しており、

「医療従事者向け京都市感染症情報」(配信登録アドレスは下記。登録には別途ログインIDとパスワードが必要)

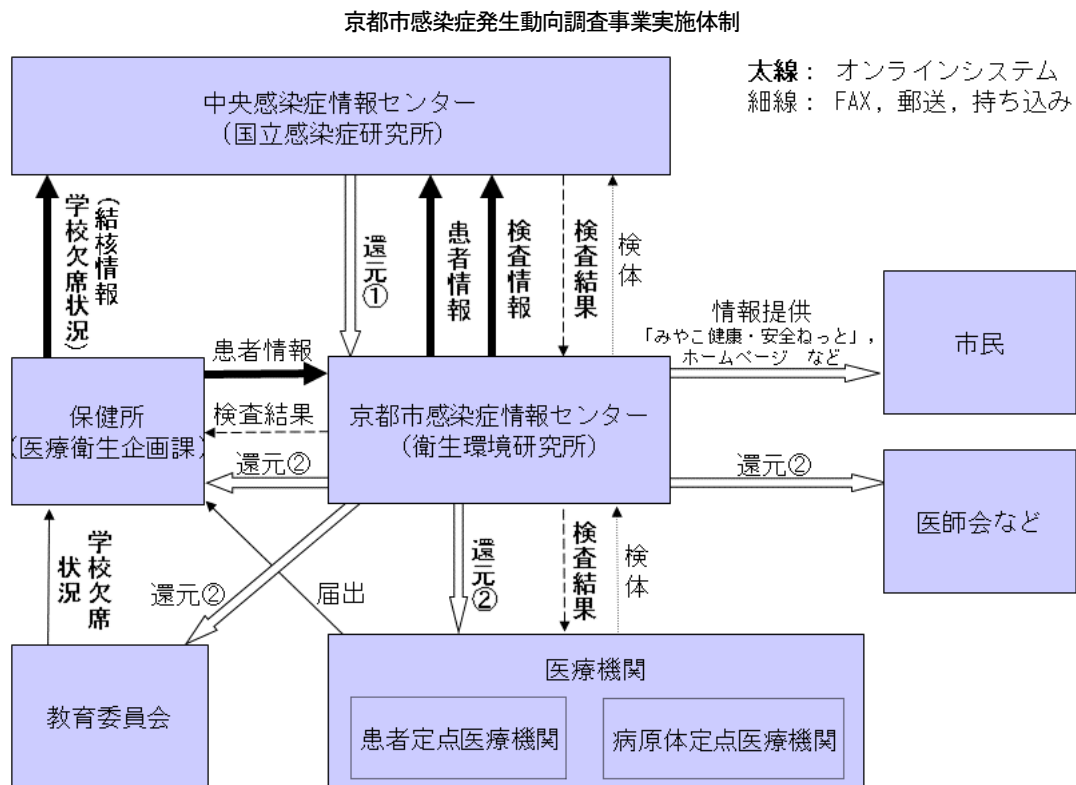
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179736.html>),

「健康危機管理情報電子メール配信(みやこ健康・安全ねっと)」(配信登録アドレスは下記)

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000023349.html>)

により行っています。

さらに、医療衛生企画課や衛生環境研究所のホームページにも感染症情報を掲載しています。



還元① 国の「感染症週報/月報」及び全国の患者情報のデータ、検査情報のデータ

還元② 「京都市週報/月報」, 「京都市こどもの感染症」及び国の「感染症週報/月報」